

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度に関するお知らせ

## ◆今年度から、従来の保険料に「子ども・子育て支援納付金分(子ども分)」が加算されます

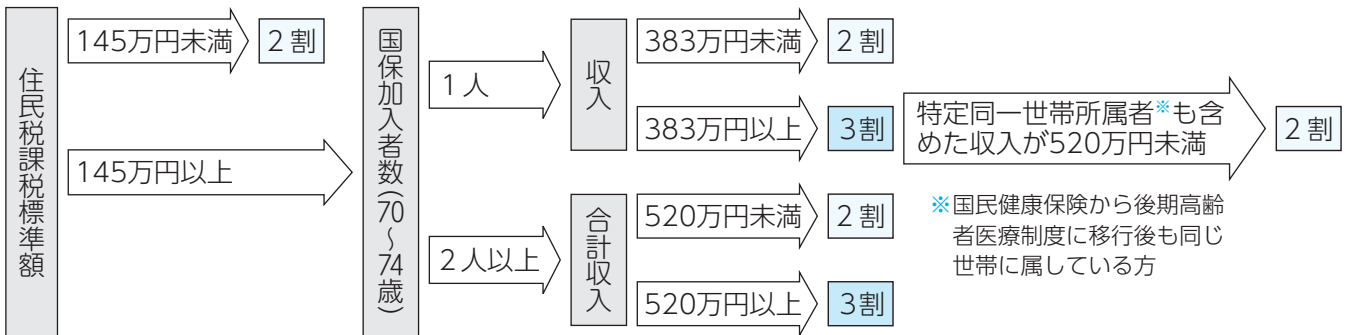
- ・国民健康保険の場合は、従来の保険料(医療分・支援分・介護分)に、子ども分が加算されます。
- ・後期高齢者医療制度の場合は、従来の保険料(医療分)に、子ども分が加算されます。

## 国民健康保険に加入されている方へ

☎国保年金課国保賦課係(☎内線2296)

## 70歳以上75歳未満の方の自己負担割合について

対象の方には、資格情報のお知らせ、資格確認書を送付します。自己負担の割合は、そちらに記載されていますので、ご確認ください。



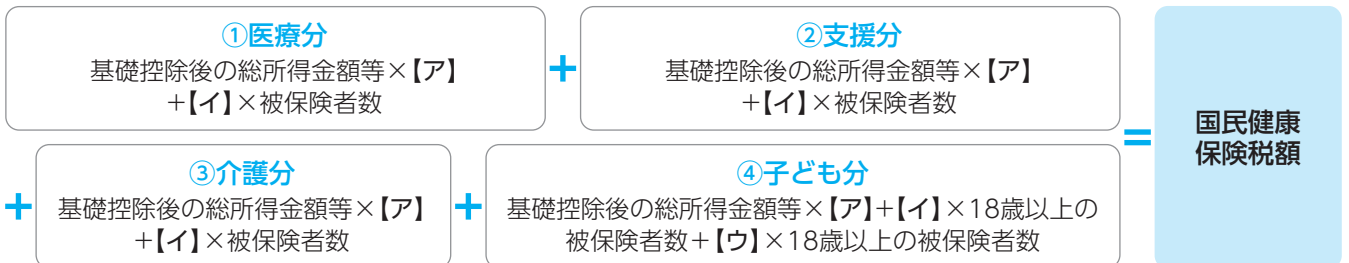
※未申告の収入があった場合または修正申告により収入が変わった場合は、負担割合に影響することがあります。

## 国民健康保険税について

※令和8年度の納税通知書は7月中旬に送付します。

### ◆令和8年度の国民健康保険税の内訳と計算方法

区分		【ア】所得割 (所得に対して)	【イ】均等割 (1人あたり)	【ウ】18歳以上均等割 (18歳以上1人あたり)	課税限度額	
国保税	①医療分	医療費給付などにあてるもの	7.11%	3万7000円	—	67万円
	②支援分	後期高齢者医療制度を支援するもの	2.90%	1万5000円	—	26万円
	③介護分	介護保険料(40歳以上65歳未満の方のみ)	2.38%	1万8000円	—	17万円
	④子ども分	子育て世帯に対する支援の強化にあてるもの	0.24%	2100円	100円	3万円



医療機関・薬局を受診の際は、マイナ保険証をご利用ください！



マイナンバーカードに健康保険証を利用登録することで、マイナンバーカード(マイナ保険証)を使って医療機関などを受診できます。



## ◆「資格確認書」、70歳以上の方の「資格情報のお知らせ」の有効期限は7月31日です

7月末までに、下の表のとおり新しい書類を送付します。有効期限が過ぎた資格確認書は自分で処分するか、国保年金課・各支所に返却してください。

国民健康保険	資格確認書	マイナ保険証の利用登録をしていない方
	資格情報のお知らせ	マイナ保険証の利用登録をしている70～74歳の方
後期高齢者医療制度	資格確認書	85歳以上の方全員、84歳以下でマイナ保険証を利用していない方
	資格情報のお知らせ	84歳以下でマイナ保険証を普段から利用している方

## 後期高齢者医療制度に加入されている方へ 国保年金課医療福祉係 (内線2406)

### 窓口での自己負担割合について

自己負担の割合は、1割(一般)、2割(一定以上の所得のある方)、3割(現役並み所得者)です。8月1日(土)からの自己負担割合は、新しい資格確認書または資格情報のお知らせに記載されていますのでご確認ください。

新資格確認書(紺色)または資格情報のお知らせ…有効期間8月1日(土)から

現資格確認書(セピア色)…有効期間7月31日(金)まで

### 後期高齢者医療保険料について

#### ◆保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合わせた金額です。1年間の保険料上限額は、医療分が85万円、子ども分が2万1000円です。

	均等割額	所得割額
医療分	4万9500円	(総所得金額等－基礎控除額) × 9.32%
子ども分	1400円	(総所得金額等－基礎控除額) × 0.28%

#### ◆保険料の軽減判定基準と割合

##### ①均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が一定以下の場合、軽減されます。

被保険者と世帯主の総所得金額など	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)以下	医療分7.2割 子ども分7割
43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)+[31万円×世帯の被保険者数]以下	5割
43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)+[57万円×世帯の被保険者数]以下	2割

##### ②被扶養者だった方に対する軽減

後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者だった方は、加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担はありません。(国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません)

※①と②を比べて、軽減割合の高い方が優先されます。

#### ◆保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料を納めることができない方は、減免の措置を受けられる場合があります。減免について、詳しくはお問い合わせください。

### 給付について

後期高齢者医療制度では、さまざまな場面で給付を受けることができます。

#### 医師の指示でコルセットなどの補装具を作った

審査後に、支払った費用の一部の払い戻しが受けられます

#### 医療費が高額になった

1か月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額までの支払いになります

#### 被保険者が亡くなった

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方に葬祭費5万円が支給されます